

令和7年12月24日
内閣府公益法人行政担当室

公益財団法人日本サイクリング協会に対する勧告について

目 次

勧告の概要	1
行政庁から法人に対する勧告書	2
公益認定等委員会から行政庁に対する勧告書	9
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	14



内閣府

令和7年12月24日
内閣府公益法人行政担当室

公益財団法人日本サイクリング協会に対する勧告について

公益財団法人日本サイクリング協会に対して、内閣府公益認定等委員会が行った報告徴収により、同法人の経理的基礎について不適正な状況（実質的な債務超過状態）が認められたことから、行政庁（内閣総理大臣）は、本日付で、同法人に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第28条第1項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

この勧告は、内閣府公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対して行われた認定法第46条第1項の規定による勧告に基づき行政庁（内閣総理大臣）が行うものです。

（法人の概要）

法人設立 昭和39年5月設立（平成25年4月公益財団法人に移行）

役員 理事7人、監事2人

事業概要 生涯スポーツとしての安心、安全で正しいサイクリングを普及する事業

年間事業費 令和6年度：約6百万円

※主に賛助会員からの会費を財源に活動

（勧告の概要）

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎（認定法第5条第2号）を早急に回復、確立するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 令和6年度の計算書類及び財産目録について、当該法人の財務状況を正確に反映したものとなるよう修正すること。
- (2) 修正した計算書類に基づき、法人の財産基盤の確保のため追加的に必要な財産を令和8年3月31日までに確保すること。
- (3) 上記措置の結果について、根拠となる証憑等を添付し、令和8年3月31日までに行政庁に書面で提出すること。

【本件問合せ先】

内閣府公益法人行政担当室

森田、倉田

TEL：5403-9538（直通）

【公印・契印（省略）】

府益担第664号
令和7年12月24日

公益財団法人日本サイクリング協会
代表者 長澤 恵一 殿

内閣総理大臣
高市 早苗

勧 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第28条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 勧告年月日
令和7年12月24日

2 勧告の内容

貴法人において、認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を早急に回復、確立するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 貴法人の令和6年度（令和7年3月31日に終了した貴法人の事業年度をいう。）における計算書類（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第199条において準用する同法第123条第2項に規定する計算書類（貸借対照表及び損益計算書）をいう。以下同じ。）及び財産目録（認定法第21条第2項第1号に掲げる財産目録をいう。以下同じ。）について、貴法人の財務状況を正確に反映したものとなるよう修正し、必要な機関決定等を行うこと。
- (2) 上記（1）により修正した計算書類に基づき、貴法人が公益目的事業を行うのに必要な財政基盤を確保するため、追加的に必要な財産を令和8年3月31日までに確保すること。
- (3) 上記（1）及び（2）の措置を講じた結果について、令和8年3月31日までに、行政庁に書面で提出すること。その際、上記（1）については、修正後の計算書類及び財産目録並びに修正の根拠となる証憑類を添付すること。上記

(2)については、追加的に必要な財産の額を明らかにするとともに、当該額の確保の状況を明らかにするため、同日までの収入及び支出の明細、同日現在の預金残高等を明らかにし、その根拠資料及び入出金の証憑を添付すること。

3 理由

公益認定等委員会から内閣総理大臣宛て「勧告書」(令和7年12月24日付け府益第372号)の3に記載のとおり、貴法人において認定法第5条第2号に掲げる基準を満たしていないことが疑われ、認定法第29条第2項第1号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため。

4 是正又は改善措置等の報告

上記勧告に係る措置を講じ、上記2(3)の書面を別添報告様式により内閣府公益法人行政担当室に提出すること。

なお、正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかつたときは、認定法第28条第3項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することができます。

5 報告期限

上記2(3)に記載の期限

6 報告方法

書面により報告すること。

以上

【参考1】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（抄）
(計算書類等の作成及び保存)

第123条（略）

2 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3・4（略）

第199条 前章第4節（第121条第1項後段及び第2項並びに第126条第1項第1号、第2号及び第4号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第121条第1項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員」とあり、及び第129条第3項中「社員」とあるのは「評議員」と、第125条中「社員に」とあるのは「評議員に」と、第129条1項及び第2項中「第58条第1項」とあるのは「第194条第1項」と、同条第3項ただし書中「第2号」とあるのは「債権者が第2号」と読み替えるものとする。

【参考2】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
(抄)

（公益認定の基準）

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一（略）

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三～二十一（略）

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第21条（略）

2 公益法人は、毎事業年度経過後3月以内に（公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

一 財産目録

二 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）

三 第5条第14号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

四 前3号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3～7 (略)

(勧告、命令等)

第 28 条 行政庁は、公益法人について、次条第 2 項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第 1 項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4・5 (略)

(公益認定の取消し)

第 29 条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第 6 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第 11 条第 1 項の変更の認定又は第 25 条第 1 項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第 3 項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があつたとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第 5 条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前 2 号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 (略)

【参考 3】公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（平成 20 年 4 月（令和 6 年 12 月改訂）内閣府公益認定等委員会/内閣府大臣官房公益法人行政担当室）
(抜粋)

第 3 章 公益認定基準等

第 1 公益認定基準（認定法第 5 条）

（2） 経理的基礎及び技術的能力（認定法第 5 条第 2 号）

① 経理的基礎

認定法第 5 条第 2 号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、ア) 財政基盤の明確化、イ) 経理処理・財産管理の適正性、ウ) 情報開示の適正性とする。

ア 財政基盤の明確化

○ 公益法人が、安定的かつ継続的に公益目的事業を行うため、公益目的事業の性格や内

容（例：資金不足等による中断等が社会に大きな不利益をもたらすか）、法人の事業計画（例：確保できる財源に応じて事業規模を調節する仕組みになっているか）等に応じ、適切に財政基盤が確保されていることが求められる。

イ 経理処理・財産管理の適正性

○ 公益法人は、財務規律を遵守しつつ、公益目的事業のための資金その他の財産を確実に公益目的事業のために使用することが求められる。また、適正な経理処理・財産管理は、適正な情報開示の前提である。

（i）財産の管理、運用については、法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出書類の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること（注1）、不適正な経理を行わないこと（注2）が求められる。

（注1） 略

（注2） 法人の支出に使途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるもの
その他の不適正な経理とする。

（iii）不適正な経理等が発覚した場合には、速やかに適正な対応がとられる必要がある。悪質なものを除き、不適正な経理が単発的に発生したことのみをもって監督処分等を講ずることはないが、隠蔽や、原因を明らかにせず、適切に再発防止策を講じない、公益法人が受けた財産上の損害の回復（賠償請求等）をしない等の場合には、経理的基礎がないと判断し得る。

ウ 情報開示の適正性

○ また、適正な財務情報の開示は公益法人の適正なガバナンスの基盤であり、公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない（認定法第3条の2）。

＜本件担当者＞（照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先）

内閣府公益法人行政担当室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

(別添報告様式)

法人コード	
法人名	

[法人文書番号]
令和 年 月 日

行政庁の長 氏名 殿

法人の名称
代表者の職・氏名

勧告に係る措置状況報告書

令和 年 月 日 (文書番号) をもって勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、報告します。

担当者	
氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

(別紙)

法人コード	
法人名	

勧告に係る措置状況

(勧告事項)

(勧告事項に係る措置状況)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
- 2 各項目の報告内容は、具体的に記載してください。
- 3 報告内容を補足する資料等を別に添付しても差し支えありません。

【公印・契印（省略）】

府益第372号
令和7年12月24日

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

公益認定等委員会
委員長 清水 新一郎

勧告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第46条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- （1）法人コード：A021585
- （2）法人の名称：公益財団法人日本サイクリング協会
- （3）代表者の氏名：長澤 恵一
- （4）主たる事務所の所在場所：東京都新宿区新宿一丁目35番3号

アクシア新宿御苑607

2 勧告の内容

公益財団法人日本サイクリング協会（以下「当該法人」という。）については、下記3に記載するとおり、認定法第29条第2項第1号に該当すると疑うに足りる相当な理由が認められることから、当該法人に対し、以下の措置を講ずるよう、認定法第28条第1項の規定による勧告をすること。

（必要な措置）

当該法人において、認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」を早急に回復、確立するため、以下の措置を講ずること。

- （1）当該法人の令和6年度（令和7年3月31日に終了した当該法人の事業年

度をいう。以下同じ。）における計算書類（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 199 条において準用する同法第 123 条第 2 項に規定する計算書類（貸借対照表及び損益計算書）をいう。以下同じ。）及び財産目録（認定法第 21 条第 2 項第 1 号に掲げる財産目録をいう。以下同じ。）について、当該法人の財務状況を正確に反映したものとなるよう修正し、必要な機関決定等を行うこと。

- （2）上記（1）により修正した計算書類に基づき、当該法人が公益目的事業を行うのに必要な財政基盤を確保するため、追加的に必要な財産を令和 8 年 3 月 31 日までに確保すること。
- （3）上記（1）及び（2）の措置を講じた結果について、令和 8 年 3 月 31 日までに、行政庁に書面で提出すること。その際、上記（1）については、修正後の計算書類及び財産目録並びに修正の根拠となる証憑類を添付すること。上記（2）については、追加的に必要な財産の額を明らかにするとともに、当該額の確保の状況を明らかにするため、同日までの収入及び支出の明細、同日現在の預金残高等を明らかにし、その根拠資料及び入出金の証憑を添付すること。

3 理由

公益認定等委員会は、当該法人が公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を備えているか確認をするため、認定法第 27 条第 1 項及び第 59 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 7 月 28 日付け府益第 244 号により、当該法人に対し債権債務の状況及び経理処理の根拠並びに公益目的事業の実施に向けての具体的対応策の報告を求め、同年 8 月 29 日に報告書の提出を受けるなど、事実確認を行ってきた。

この結果を踏まえ、公益認定等委員会において、認定法第 46 条第 1 項の規定に基づき、当該法人が認定法第 29 条第 2 項第 1 号に該当するかについて審査したところ、以下の事実等が認められた。

公益認定の基準の一つとして、認定法第 5 条第 2 号は「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。」を定めており、この「経理的基礎」について、審査基準である「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 20 年 4 月（令和 6 年 12 月改訂）内閣府公益認定等委員会、内閣府大臣官房公益法人行政担当室）は、①財政基盤の明確化、②経理処理・財産管理の適正性、③情報開示の適正性を求めている。

このうち上記①については、公益法人が安定的かつ継続的に公益目的事業を行うため、財政基盤が適切に確保される必要があり、これが確保されない場合は経理的基礎を有していないこととなる。上記②及び③については、適正な財務情

報の開示（一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準にのっとり、正確な会計帳簿に基づき計算書類等が適正に作成され、開示されることをいう。）は、公益法人の適正なガバナンスの基盤であり、適正な経理処理は適正な情報開示の前提となる。財務情報の内容が著しく正確性に欠ける場合、不適正な経理が是正されないまま漫然と放置されているような場合には、経理的基礎がないと判断し得る。

（1）財政基盤の確保について

ア 当該法人が有する純資産額

当該法人の令和6年度の貸借対照表によると、正味財産合計は、約2,003万円とされている。

しかしながら、下記イ及びウのとおり、A株式会社に対する債務（以下「本件A債務」という。）のうち、過去に本件A債務の免除を前提とした未払金等戻入額を計上したことにより当該貸借対照表において負債計上されていない約1億1,300万円が存在すること、また、回収不能となったB株式会社への債権（以下「本件B債権」という。）のうち約5,500万円が貸倒引当金の計上のないまま資産計上されていることから、これらを勘案した当該法人の実質的な正味財産（純資産）の合計は、少なくとも約1億4,000万円の債務超過の状態にあると考えられる。

イ 本件A債務の状況

当該法人は、平成30年7月に業務委託料の未払訴訟で支払義務及び債務額が認定された本件A債務について、令和2年度の財産目録において未払金（自主推進事業等未払金）として222,821,668円を計上していたが、翌令和3年度の正味財産増減計算書において経常外収益（未払金等戻入額）113,363,940円を計上し、財産目録上の未払金（自主推進事業等未払金）を108,487,728円に減じている。これは、A株式会社に債務免除の意向があることを踏まえた経理処理の結果である旨、当該法人は説明していたが、その根拠等の詳細については、同社との交渉上支障があるとして明らかにしてこなかった。

しかしながら、当該法人が令和7年9月22日に公益認定等委員会事務局に提出した文書によると、A株式会社は本件A債務について、現在でも当該法人に対して全額返済を求めており、当該法人もA株式会社と交渉していくたい旨の記載がある。したがって、当該記載を前提とすれば、A株式会社に本件A債務について債務免除の意思はなく、令和3年度における未払金等戻入額の計上はその根拠がないことになる。

ウ 本件B債権の状況

当該法人は、B 株式会社に対して、166,737,782 円の貸付金債権を有しております。本件 B 債権については、令和 6 年度の財産目録において、同額の長期貸付金及び貸倒引当金 111,158,521 円を計上している。

しかしながら、B 株式会社は、令和 2 年 12 月 9 日東京地方裁判所で破産決定され、破産手続が開始し、令和 3 年 6 月 9 日同裁判所の費用不足による破産手続廃止の決定が確定した結果、B 株式会社は消滅し、同月 17 日に B 株式会社の商業登記簿登記は閉鎖された。したがって、当該法人の本件 B 債権は、遅くとも同日には回収不能となっている。

エ 当該法人の公益目的事業の財政基盤について

令和 6 年度における当該法人の公益目的事業を行う際の原資は、賛助会員から受領する会費収入であるが、その額（賛助会員会費収益）は、令和 3 年度には約 1,000 万円であったものが、令和 6 年度の正味財産増減計算書によると約 700 万円となるなど事業年度ごとに減少している。

そして、当該法人は、令和 6 年度の事業報告等において、サイクリング普及事業やサイクリング普及推進事業を実施しなかったとしているところ、公益認定等委員会事務局に対し、「資金枯渇が、第一の、しかも唯一の原因」等と説明している。

なお、当該法人は、賛助会員の募集に当たり、賛助会員には、公益目的事業が実施されることによって受けることができる特典があることをうたっているところ、イベントその他事業の不実施は今後さらなる賛助会員等の減少を予想させ、また、実施できていない事業の特典を誤認して会費等を払う者が生じる問題もはらんでいる。

このような当該法人の収入の状況からは、アで述べた当該法人の実質的に債務超過と考えられる純資産額の状況を改善する見通しが立たないだけでなく、公益目的事業を実施するための単年度の財源も確保できていない状況にあると考えられる。

以上のとおり、当該法人は、公益目的事業を行うために確保すべき財政基盤が確保されているか、極めて疑わしい状況にあると認められる。

（2）経理処理・財産管理及び情報開示の適正性について

債務免除は、債権者が債務者に対して有する債権を消滅させる行為であり、その結果、債務者が債権者に対して負担する支払義務が消滅するのであるから、経済的利益が生じ、収益に計上することとなる。

しかしながら、上記（1）イ記載のとおり、本件 A 債務について A 株式会社が債務免除する意思はなく、支払義務は消滅していない。

しかるに、当該法人が本件A債務の相当額を未払金戻入額（収益）として正味財産増減計算書に計上し、未払金を消滅させたことは、存在しない債務免除の事実に基づくものであり、経理処理・財産管理及び情報開示の適正性を著しく欠くものであると考えられる。

また、債務者である法人が清算結了等により消滅し、債権の回収が不可能であることが確定した場合には、その債権額を貸倒損失として計上することが求められる。

上記（1）ウ記載のとおり、B株式会社は遅くとも令和3年6月17日には消滅していることから、本件B債権は回収不能であることが確定しているものと考えられる。しかるに、当該法人は本件B債権の損失計上を行わず、貸倒引当金の追加計上もないまま、令和6年度の財産目録において引き続き資産に計上していることは、同様に、経理処理・財産管理及び情報開示の適正性を著しく欠くものであると考えられる。

上記（1）及び（2）の事実からは、当該法人が、①財政基盤の明確化、②経理処理・財産管理の適正性、③情報開示の適正性のいずれも満たしておらず、公益法人としての経理的基礎を有しないことが疑われる。

以上のことから、当該法人は、認定法第5条第2号に掲げる基準を満たしておらず、認定法第29条第2項第1号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるものとして、当該法人に対して、認定法第28条第1項の規定に基づき、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

以上

公益法人の監督措置に係る手続の流れ

